

研修会「（障害者・高齢者）虐待防止に向けて施設・事業所に求められる体制整備を目指して ―身体拘束・行動制限を中心に考える―」

開催要項

1 目的

本研修は、障害者・高齢者の施設・事業所管理者や市町村における権利擁護担当職員等を対象に、虐待防止に向けた体制整備を学ぶとともに身体拘束ならびに行動制限に対する正しい理解を深める機会とする。

2 開催方法

(1) 日程・受講方法について

(日時) 令和5年2月頃から1か月程度

(方法) 事前申込は不要です。講義動画を視聴し、所定の受講後アンケート（「京都府・市町村共同電子システム」に掲載。回答方法はオンラインのみ）に回答してください。なお、アンケート回答が一定期間に提出がない場合は受講したことにはなりませんので、ご注意ください。

※新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）拡大防止の観点から、集合形式での開催は行いません。

※ワムネットに掲載するURLにて各自視聴してください。YouTubeにアクセスできる環境があれば受講して頂けます。なお、視聴可能期間はワムネットに告知し、別途案内はいたしませんので、各自ご注意ください。

(2) 研修内容

聴講時間 (目安)	内容	講師
10～30分程度	身体拘束と虐待について（仮題）	京都府健康福祉部 高齢者支援課
45分程度	障害者・高齢者虐待から見える特徴と課題 ―施設等の体制整備の視点から（仮題）	植草学園大学 教授 野澤 和弘 氏
75分程度	障害者・高齢者虐待に関わる施設・事業所に求められる体制整備について一事例（取組）を中心に―（仮題）	認知症介護研究・研修仙台センター/ 東北福祉大学准教授 吉川 悠貴 氏

(3) 研修の対象者

- ・ 障害福祉サービス事業所管理者またはその代理者
- ・ 介護保険事業所管理者またはその代理者
- ・ 高齢者入所施設、老人ホーム等の施設長またはその代理者
〈養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等〉
- ・ 市町村障害者権利擁護担当課職員（管理職、担当者）、市町村虐待防止センター職員

- ・市町村高齢者権利擁護担当課職員（管理職、担当者）
- ・地域包括支援センター職員
- ・京都府保健所（企画調整課・保健課・福祉課）担当職員
- ・京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター運営委員会専門部会員

（４）主 催

京都府

（京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター）

（５）申込に係る注意点

- ・参加者が各自、オンラインで講義が聴講できる環境であることが参加要件です。
- ・受講証明は発行いたしません。必要に応じて、各施設・事業所にてアンケート回答を印刷し保存して下さい。